

笠間市告示第 2 1 7 号

平成 1 8 年笠間市議会第 1 回定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 8 年 5 月 3 0 日

笠間市長 山 口 伸 樹

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 6 月 6 日 (火)

1 . 場 所 笠間市議会議場

平成18年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 6日	火	本 会 議	開会 署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告について 市長の施政方針 請願陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
6月 7日	水	休 会	議案調査
6月 8日	木	休 会	議案調査
6月 9日	金	休 会	議案整理
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	本 会 議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
6月13日	火	休 会	常任委員会（総務）
6月14日	水	休 会	常任委員会（文教厚生）
6月15日	木	休 会	予算特別委員会（第1日）
6月16日	金	休 会	予算特別委員会（第2日）
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	休 会	予算特別委員会（第3日）
6月20日	火	本 会 議	一般質問
6月21日	水	本 会 議	一般質問
6月22日	木	本 会 議	一般質問
6月23日	金	本 会 議	署名議員の指名 各委員会委員長報告（質疑・討論・採決） 閉会

平成18年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成18年6月6日 午前10時00分開会

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	16	番	海老	澤		勝	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君

29	番	宮本	昇	君
30	番	横倉	きん	君
31	番	小磯	章一	君
32	番	町田	征久	君
33	番	枝川	永男	君
34	番	市村	博之	君
35	番	石田	好一	君
36	番	野原	義昭	君
37	番	赤津	榮之	君
38	番	杉山	一秀	君
39	番	斉藤	清英	君
43	番	柴沼	広	君
44	番	小園江	一三	君
45	番	須藤	勝雄	君
46	番	常井	茂男	君
47	番	竹江	浩	君
48	番	石崎	勝三	君
50	番	常井	好美	君
51	番	海老澤	勝男	君
52	番	藤枝	一弘	君
53	番	山口	滋雄	君
54	番	小池	忠	君

欠席議員

41	番	大貫	千尋	君
----	---	----	----	---

出席説明者

市長	長	山口	伸樹	君
教育	長	菅谷	輝夫	君
市長公室	長	永井	久	君
総務部	長	畑岡	洋	君
市民生活部	長	野口	直人	君
産業経済部	長	青木	繁	君
都市建設部	長	澤島	守夫	君
上下水道部	長	早乙女	正利	君

教 育 次 長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	保 坂 悦 男 君
合 併 管 理 室 長	仲 村 洋 君
笠 間 支 所 長	寺 崎 滋 君
岩 間 支 所 長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

出席議会事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 1 号

平成18年6月6日(火曜日)

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議席の一部変更について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 議員の派遣について
- 日程第7 選挙第8号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第8 議員提出議案第5号 「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書
について
- 日程第9 議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書に
ついて
- 日程第10 議員提出議案第7号 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求め
る意見書について
- 日程第11 市長の施政方針について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第13 報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越について
- 日程第14 報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費について
- 日程第15 報告第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計暫定予算補正予算（第1号））
- 日程第16 報告第42号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市火災予防条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 議案第1号 笠間市名誉市民条例
- 日程第18 議案第2号 笠間市市民栄誉賞条例
- 日程第19 議案第3号 笠間市表彰条例
- 日程第20 議案第4号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第5号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第6号 笠間市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第7号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第9号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例
- 日程第26 議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例
- 日程第27 議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 日程第28 議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第29 議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例
- 日程第30 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算
- 日程第31 議案第15号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第16号 平成18年度笠間市老人保健特別会計予算
- 日程第33 議案第17号 平成18年度笠間市介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第18号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第35 議案第19号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第20号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第21号 平成18年度笠間市立病院事業会計予算
- 日程第38 議案第22号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 日程第39 議案第23号 平成18年度笠間市友部水道事業会計予算

日程第40 議案第24号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計予算

日程第41 議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議席の一部変更について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 議員の派遣について

日程第7 選挙第8号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第8 議員提出議案第5号 「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書について

日程第9 議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について

日程第10 議員提出議案第7号 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書について

日程第11 市長の施政方針について

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

日程第13 報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越について

日程第14 報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費について

日程第15 報告第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度笠間市一般会計暫定予算補正予算(第1号))

日程第16 報告第42号 専決処分の承認を求めることについて(笠間市火災予防条例の一部を改正する条例)

日程第17 議案第1号 笠間市名誉市民条例

日程第18 議案第2号 笠間市市民栄誉賞条例

日程第19 議案第3号 笠間市表彰条例

日程第20 議案第4号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第5号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第6号 笠間市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

- 日程第23 議案第7号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第9号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例
- 日程第26 議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例
- 日程第27 議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 日程第28 議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第29 議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例
- 日程第30 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算
- 日程第31 議案第15号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第16号 平成18年度笠間市老人保健特別会計予算
- 日程第33 議案第17号 平成18年度笠間市介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第18号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第35 議案第19号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第20号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第21号 平成18年度笠間市立病院事業会計予算
- 日程第38 議案第22号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 日程第39 議案第23号 平成18年度笠間市友部水道事業会計予算
- 日程第40 議案第24号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 日程第41 議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

表彰・感謝状の伝達

議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、ここで表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

全国市議会議長会並びに全国町村議会議長会等から表彰状及び感謝状が贈られておりますので、私から伝達をさせていただきます。

まず、全国市議会議長会からは、10年表彰で阿内武臣君、30年表彰で小池 忠君が表彰されております。

次に、全国町村議会議長会からは、石田好一君、赤津榮之丞君、斉藤清英君、私大関久義の4名に感謝状が贈られました。

また、県西市議会議長会から中澤 猛君に感謝状が贈られております。
それでは、順に名前をお呼びいたしますので、演壇の前までお進みください。
議会事務局長（鈴木健二君） 阿内武臣議員、前へお願いします。
議長（大関久義君）

表彰状

笠間市 阿内武臣殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、小池 忠議員、お願いいたします。
議長（大関久義君）

表彰状

笠間市 小池 忠殿

あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第82回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、石田好一議員、お願いいたします。
議長（大関久義君）

感謝状

茨城県岩間町議会議員 石田好一殿

あなたは町村議会議員として長きにわたり議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成18年3月18日

全国町村議会議長会会長 川股 博（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、赤津榮之丞議員、お願いいたします。
議長（大関久義君）

感謝状

茨城県友部町議会議員 赤津榮之丞殿

あなたは町村議会議員として長きにわたり議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の

向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成18年3月18日

全国町村議会議長会会長 川股 博（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、斉藤清英議員、お願いいたします。

議長（大関久義君）

感謝状

茨城県岩間町議会議員 斉藤清英殿

あなたは町村議会議員として長きにわたり議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成18年3月18日

全国町村議会議長会会長 川股 博（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 中澤 猛議員、お願いいたします。

議長（大関久義君）

感謝状

前笠間市議会副議長 中澤 猛殿

あなたは本会の運営と地方自治の伸展に努力され、市政の向上、振興に貢献された功績は、まことに著しいものがあります。よって、ここに深甚なる感謝の意を表します。

平成18年4月12日

茨城県西市議会議長会会長 箱守茂樹（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議長（大関久義君） 以上で、表彰並びに感謝状の伝達を終わります。おめでとうございます。
いたしました。

開会の宣告

議長（大関久義君） 平成18年第1回市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（大関久義君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は51名であります。

本日の欠席議員は、41番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回笠間市議会定例会を開会い

たします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議長において、3番金澤克彦君、4番姥澤幸一君を指名いたします。

会期の決定について

議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る5月31日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思っております。

委員長須藤勝雄君。

〔議会運営委員長 須藤勝雄君登壇〕

議会運営委員長（須藤勝雄君） 議会運営委員会の会議の報告をいたします。

当委員会は、5月31日午前10時から委員会室において全委員のほか議長の出席を得て委員会を開催し、平成18年第1回市議会定例会の会議日程等について協議をいたしました。

会期については、皆さんのお手元に資料が届いておりますとおり、6月6日から6月23日までの18日間です。

初日の6日は、会期の決定、市長の施政方針、議案等の説明が行われます。

7日から11日までは議案調査などのため休会とし、12日は議案質疑、委員会付託並びに予算特別委員会設置及び付託等です。

また、常任委員会を13日と14日の2日間とし、予算特別委員会を15、16、19日の3日間を予定している関係から、13日から19日までは休会となります。

最終日の23日は、各委員長からの報告を受けた後、討論、採決し、終了となります。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（大関久義君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日6月6日から6月23日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、さきの全員協議会でも申し上げましたが、去る5月12日付で渡辺浩一氏から議員を辞職したいとの願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により許可いたしましたので、報告いたします。

次に、財団法人笠間市開発公社経営状況報告書並びに笠間工芸の丘株式会社経営状況報告書が、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、別紙資料のとおりであります。

議席の一部変更について

議長（大関久義君） 日程第4、議席の一部変更についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

市村博之君の議席を34番に、石田好一君の議席を35番に、野原義昭君の議席を36番に、赤津榮之丞君の議席を37番に、杉山一秀君の議席を38番に、斉藤清英君の議席を39番に、40番の議席を欠番にします。大貫千尋君の議席を41番に、柴沼 広君の議席を43番に、小園江一三君の議席を44番に、須藤勝雄君の議席を45番に、常井茂男君の議席を46番に、竹江 浩君の議席を47番に、石崎勝三君の議席を48番に、常井好美君の議席を50番に、海老澤勝男君の議席を51番に、藤枝一弘君の議席を52番に、山口滋雄君の議席を53番に、小池 忠君の議席を54番に、私大関久義の議席を55番に変更いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま私が申し上げたとおり議席を変更することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

ただいま変更いたしました議席にそれぞれお着きを願います。

午前 10 時 14 分休憩

午前 10 時 15 分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任について

議長（大関久義君） 日程第 5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に、34 番市村博之君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認め、よって、ただいま指名しました 34 番市村博之君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議員の派遣について

議長（大関久義君） 日程第 6、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣につきましては、地方自治法第 100 条第 12 項及び会議規則第 159 条第 1 項の規定によるものであります。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、配付資料のとおり議員を派遣す

ることに決定いたしました。

選挙第 8 号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（大関久義君） 日程第 7、選挙第 8 号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間市選挙管理委員会委員には、稲田 實君、内海光久君、郡司 誠君、植田忠男君、以上の方を指名いたします。

笠間市選挙管理委員会委員の補充員には、第 1 順位、廣瀬 忠君、第 2 順位、仲田行雄君、第 3 順位、柳橋 寛君、第 4 順位、横倉正行君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

議員提出議案第 5 号 「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書について

議長（大関久義君） 日程第 8、議員提出議案第 5 号 「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番野口 圓君。

〔5 番 野口 圓君登壇〕

5番(野口 圓君) おはようございます。

議員提出議案第5号 「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書について。
上記の件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月6日

提出者	笠間市議会議員	野 口 圓
賛成者	〃	川 澄 清 子
〃	〃	石 田 安 夫
〃	〃	飯 田 正 憲
〃	〃	鈴 木 裕 士

提案理由。

日本のがん対策における諸課題の解決に向けて、具体的な施策を法制化する「がん対策推進法」(仮称)の早急な制定が必要であるため、本案を提出するものである。

本文を読ませていただきます。

「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書(案)

日本における生涯がん罹患リスク(一生涯のうちに、がん罹患する確率の推定値)は、男性が2人に1人、女性は3人に1人とのデータがあります。年々、がんの罹患率や死亡率はともに上昇を続けており、1981年以降、死亡原因の第1位はがんであり、いまや死因の3割が、がんです。10年後には、2人に1人が、がん死亡すると予想されています。

国は「対がん10か年総合戦略」を実施し、現在は第3次(平成16年~25年)となっておりますが、罹患率や死亡率の上昇に一向に歯止めがかかっていません。政府は昨年5月、厚生労働大臣を本部長とする、がん対策推進本部を設置しましたが、国を挙げて本格的に取り組む体制をつくるため、日本のがん対策に欠けている課題の解決に向けた具体的な施策を法制化する「がん対策推進法」(仮称)を一日も早く制定し、国家戦略として、がん対策を大きく推進すべきです。

この法律に盛り込むべき具体的な施策の柱は、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「緩和ケア」の充実、治療に極めて有効でニーズも急増している「放射線治療」の専門医やスタッフの早急な育成、患者が最適な治療を受けられるようにするために欠かせない「がん登録」制度の実施です。この3つは、現在の日本の、がん対策に欠けている施策であり、そのため日本のがん対策は欧米に比べて著しく遅れています。

このほか、内閣府への「がん対策推進本部」設置、国による「がん対策推進計画」の策定・実施、がん情報の提供窓口の整備、抗がん剤・医療機器等の早期承認なども含めて総合的に取り組むよう法制化し、患者の立場に立った、がん対策を推進すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成18年6月6日

茨城県笠間市議会議長 大 関 久 義

意見書提出先

内閣総理大臣 小 泉 純一郎
厚生労働大臣 川 崎 二 郎
文部科学大臣 小 坂 憲 次

以上です。

議長（大関久義君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第5号「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について

議長（大関久義君） 日程第9、議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番野口 圓君。

〔5番 野口 圓君登壇〕

5番（野口 圓君） 議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について。

上記の件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月6日

提出者	笠間市議会議員	野口	圓
賛成者	〃	川澄	清子
	〃	石田	安夫
	〃	飯田	正憲
	〃	鈴木	裕士

提案理由。

脳脊髄液減少症は、原因が特定されない場合が多く、認知度も低いため、患者の肉体的、精神的苦痛はもとより、家族等の苦勞もはかり知れないものがある。よって、実態調査の実施、治療法の確立及び治療法に対する保険の適用が必要不可欠なものであるため、本案を提出するものである。

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつある。長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられている。

よって、国におかれては、以上の状況を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談および支援の体制を確立すること。
2. 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法ならびにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
3. 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年6月6日

茨城県笠間市議会議長 大 関 久 義

意見書提出先

衆議院議長 河 野 洋 平

参議院議長 扇 千 景

内閣総理大臣 小 泉 純一郎

総務大臣 竹 中 平 蔵

文部科学大臣 小 坂 憲 次

厚生労働大臣 川 崎 二 郎

議長（大関久義君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 討論がございませんので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議員提出議案第7号 「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書
について

議長（大関久義君） 日程第10、議員提出議案第7号 「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番野口 圓君。

〔 5 番 野口 圓君登壇 〕

5 番（野口 圓君） 議員提出議案第 7 号 「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書について。

上記の件について、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

提出者	笠間市議会議員	野 口	圓
賛成者	〃	川 澄	清 子
〃	〃	石 田	安 夫
〃	〃	飯 田	正 憲
〃	〃	鈴 木	裕 士

提案理由。

我が国は、ついに人口減少社会に突入し、今後、生産年齢人口が減少し続けることになり、このような中で、女性の就労率が高まることは確実である。

少子化社会への対応として、男性も女性もともに、仕事と子育て、介護など、家庭生活との両立に支障を来さない職場環境の整備、社会システムの構築が最重要課題となるため、本案を提出するものである。

「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）

わが国は、ついに人口減少社会に突入しました。厚生労働省の人口動態統計によると、昨年 11 月までの一年間に出生率が死亡数を概数で 8,340 人下回り、人口が年間で初めて自然減となったのです。

今後、約 30 年間は 15 ～ 64 歳の生産年齢人口が減少し続けることとなります。そうした中で女性の就労率が高まっていくことは確実です。少子社会への対応を考えた時、今後の働き方として、男性も女性も共に、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じることがない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってまいります。

つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからのわが国にとって重要課題です。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても、両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくありません。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書（平成 16 年 6 月）は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としています。ワーク・ライフ・バランスは、労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成

の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成18年6月6日

茨城県笠間市議会議長 大 関 久 義

意見書提出先

内閣総理大臣 小 泉 純一郎

厚生労働大臣 川 崎 二 郎

経済産業大臣 二 階 俊 博

議長（大関久義君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第7号「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書については原案のとおり可決されました。

市長の施政方針について

議長（大関久義君） 日程第11、市長より、平成18年度施政方針並びに予算編成方針について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成18年第1回笠間市議会定例会の開会に当たり、市政に対する基本的な方針と主要な施策の概要を申し述べ、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月23日の笠間市長選挙におきまして、市民の皆様のご支持を得て、新生笠間市の初代市長に就任をいたしました。誕生したばかりの新市のスタートに当たる大切な時期に、市政のかじ取り役を務めさせていただき、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく、一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私は、米沢藩9代目藩主、上杉鷹山の言葉「なせばなる、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」を人生訓としております。これは、弱冠17歳で藩主となった上杉鷹山が財政難の米沢藩を立て直す際に、藩の武士階級や藩民に対し、立て直しの心構えについて説いた有名な言葉であり、あのケネディ大統領も座右の銘にしていたと言われております。「なせばなる」という意思の強さと「なさねば成らぬ」という使命感をもって、市政のかじ取り役を務めてまいりたいと考えております。

さて、3市町が合併し、笠間市が誕生して早いもので2カ月半が経過したわけですが、これまでそれぞれ違った行政運営を行ってきた自治体が一つになり、多くの課題を抱えての出発でございます。制度の違い、各種料金の相違、補助金のあり方、行政と市民とのかかわりの違い等、これらの課題を早期に解決し統一していくことが、新市として新しい制度を確立していくことにつながり、公平な行政運営になるものと考えます。また、見直しの過程においては、行政として説明責任を十分に果たし、市民の皆様のご理解をいただくわけですが、場合によっては我慢や負担をかけることもありますので、ご理解をお願いいたします。

私は、公約として、四つの基本理念を上げました。

第1に、「公平公正なひとつのまちづくり」。公平公正というのは、例えば政治的な対立とか選挙の対立といったものを行政には一切持ち込まないということであります。また、行政施策を展開する上で、旧3市町のバランスをとりながら進めていきたいと考えております。

旧3市町の連携を図るという意味では、幹線道路の整備が重要であります。新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路の整備を促進いたします。さらに、お祭りの交流、スポーツの交流、文化の交流、人との交流などの事業を積極的に進めることにより、市民の意識の垣根を取り払い、ひとつのまちづくりを進めてまいります。

第2として、「住民との対話、連携協働」であります。私の政治信条は、市民の意見をよく聞くということであります。そのために、市民の声なき声を聞き、それを市政に反映させてまいります。そして、市民のご意見を市政に反映させるために、市政懇談会を早期

に市内各小学校地区単位で開催いたします。多くの市民の皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。

市民による活動組織やNPO等の立ち上げにつきましては、積極的に支援していきます。また、ボランティア活動についても支援し、例えば防犯活動や介護など、市民と行政が連携を図って取り組んでまいります。そして、行政サービスの一部を市民の皆さんと協働で行っていきたいと思います。

第3としては、「開かれた市政、情報公開」でございますが、市長交際費につきましては、早速、市のホームページで4月分から公開をしております。また、パブリックコメント手続制度を活用して、市の基本的な施策等の策定に当たっては、その目的、内容等を広く公表し、それに対して市民からいただいた意見等を考慮して意思決定を行います。さらに、市の方針がどういう意思決定を経て決められたのか、政策決定の過程も公開してまいります。さらに、入札制度や入札結果、工事完了高についても公表してまいります。入札制度につきましては、効率的な行政運営を行うため指名競争入札は極力限定的なものとし、広く一般競争入札を取り入れる方向で現在調整を行っているところでございます。

第4の「行財政改革の断行」につきましては、合併しても財政的に決してよくなったわけではありませんので、各施設や事業の緊急性、必要性を再点検するとともに、コスト意識の徹底、過大投資等の回避など、支出の抑制や経費の削減を徹底いたします。そして、公共施設等の統廃合などにより維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行ってまいります。

また、公約にしておりました市長給与の削減につきましては、20%減額する条例改正議案を本定例会に提案しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

さらに、7月1日から「合併管理室」を「行政改革推進室」に名称を改め、合併による進行管理に合わせて行財政改革を推進するための組織を強化してまいります。これまで旧3市町で進めてまいりました行政改革を、合併を契機にさらに推進し、職員数の適正化、事務事業の見直し、指定管理者制度や民間資金の活用(PFI)等の取り組み、公立施設の経営形態のあり方の検討を進め、得られた効果を専門職の配置や市民サービスの向上に生かしてまいりたいと考えております。

指定管理者制度の円滑な導入につきましては、地方自治法が平成15年に改正され、公の施設の管理につきましては、今までの委託管理によって行っていた施設は指定管理者制度により行うこととなり、法の経過期間が本年9月2日までと迫りましたので、現在、指定管理者制度導入の指針を設け、各施設に運営方法について見直し作業を行わせているところでございます。見直し作業が終わり、審議会より意見を伺いました後、速やかに議会の議決をいただく予定であります。

なお、本定例会におきまして、助役を初めとする行政委員会委員の選任についての議案を提案させていただきますので、ご審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成18年度予算編成方針について述べさせていただきます。

我が国の経済は、企業部門の好調さが家計部門にも波及しており、原油価格の動向に留意する必要があるものの、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に基づき、構造改革を加速、拡大するとともに、重点強化期間内におけるデフレからの脱却を確実なものとするため、政府、日本銀行は一体となって取り組みを行っているところであります。

また、三位一体の改革による地方税財政制度の改革においては、平成16年度から平成18年度において、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に改革し、各地方自治体がみずからの判断と財源で行政サービスや地域づくりに取り組める仕組みに改めていく、いわゆる三位一体の改革が進められています。

さらに、市町村の行財政基盤を強化するため、平成11年7月に合併特例法を改正し、合併特例債の創設や地方交付税の額の算定の特例を拡充するなどの措置を講じ、ことし3月までの時限的な措置として、市町村合併を推進してきたところであります。

このような状況の中で、1市2町が合併し、合併後、初の本格的予算となる平成18年度の予算編成に当たり、歳入においては地方交付税の額の算定の特例分、県補助金の合併特例交付金、合併特例債等の合併支援措置を有効活用し、歳入の確保に努めました。

一方、歳出面では、合併効果を最大限に生かせるよう歳出全般にわたる効率化、合理化に努めるとともに、新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるための幹線道路の整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備、義務教育施設においては耐震化及び改修事業等を計上し、合併後の一体性の確立、均衡ある発展に資するため、生活環境整備に重点を置いた予算編成をいたしました。

本年度の一般会計予算は、総額 270億 9,400万円であります。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の6会計で、総額 203億 3,038万 6,000円あります。企業会計につきましては、病院事業会計、笠間水道事業会計、友部水道事業会計、岩間水道事業会計、工業用水道事業会計の5会計で、総額30億 1,455万円あります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた平成18年度予算総額は504億 3,893万 6,000円となっております。

詳細につきましては、予算説明の中で申し上げますが、地方財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況でありますので、限られた財源の重点かつ効率的な予算配分を行うとともに、節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、主要施策の概要について述べさせていただきます。

初めに、都市基盤の整備について説明を申し上げます。

本市は、茨城県のほぼ中央に位置し、本県を南北に縦断する常磐自動車道、東西に横断

する北関東自動車道などが計画され、また、ＪＲ常磐線と水戸線が結節する地理的優位性に恵まれていることから、この優位性を最大限に活用したまちづくりを進めることで、さらなる発展を望めることと考えております。そのためには、これらに関連する地域網、地域整備が重要となります。

その中で、新たな需要の発生が期待できる北関東自動車道は、平成19年秋の供用を目指して、笠間インターチェンジまでの区間 9.2キロの工事が進められております。また、現在、社会実験中の常磐自動車道友部サービスエリアで、スマートインターチェンジの恒久化に向け、国、県、東日本高速道路株式会社と協議、調整を進め、あわせて国道50号笠間地区の4車線化、国道 355号の笠間バイパス及び石岡岩間バイパスの早期開通や県道の整備促進について、国、県への働きかけを積極的に行ってまいります。

市の道路網整備事業につきましては、新市のバランスのとれた発展の基礎となる友部地区市街地と笠間地区市街地を結ぶ仮称、友部笠間線や、友部地区市街地と岩間地区市街地を結ぶ市道 1 級12号線、都市の骨格を形成する友部環状道路、来栖本戸線、土師栄町線などの路線を国庫補助や県の支援を受けながら整備すべく、調査、検討に入ります。そして、生活道路の整備や交差点改良にも取り組んでまいります。

本市の玄関口であるＪＲ友部駅及び岩間駅の自由通路、これらに合わせた駅舎、駅前広場などの周辺整備に努めてまいります。友部駅の橋上化及び自由通路については、来年3月の供用を目指して取り組んでまいります。また、笠間駅につきましては、ＪＲ東日本と連携を図りながら、エレベーター、多機能トイレ及びスロープを設置するなど、バリアフリーに配慮し、車いすをご利用の方やお年寄りにも便利にご利用いただけるよう進めてまいります。

また、現在事業を進めている駅の整備や合併特例債を活用して実施する旧市町間の道路の整備や、間もなく全線の供用開始が見込まれる北関東自動車道や国道、県道の整備状況等を見据え、新たな笠間市の交通網体系整備の方向を定めるための総合交通体系調査を実施してまいります。

都市計画については、旧3市町の都市計画を一本化するため、都市計画区域や名称の変更を行い、市民参画をキーワードに都市計画マスタープランを策定し、新市の都市構造のあり方を定めることで、住みよいまちづくりを進めてまいります。

土地利用については、畜産試験場跡地など、大規模県有地について新市のまちづくりに活用すべく、茨城県と検討してまいります。

次に、保健・医療と福祉の充実について説明申し上げます。

保健予防健康づくりについては、生活習慣病対策を進め、長く健康でいきいきと生活ができるよう、3カ所の保健センターを拠点として各種健康診断、母子保健事業や各種の健康教室を実施し、健康の増進を図ってまいります。

口腔衛生の改善は、健康保持の基本でありますので、特に在宅で寝たきり等の高齢者に

対する訪問歯科保健事業の充実を全地区において図ってまいります。

さらに、特定高齢者に対する介護予防事業を福祉部門と連携して進めてまいります。

地域福祉の推進として、子供から高齢者まで、また、障害がある人もない人も、だれにとっても住みやすく、健康で生きがいのある暮らしができる地域社会、いわゆるユニバーサル社会の実現に向け、社会福祉協議会、ボランティア、NPOや地域の各種団体などとの連携を図りながら取り組んでまいります。

また、福祉バスの運行拡大など、交通弱者対策につきましても早急に検討してまいります。

障害福祉については、本年4月に施行されました障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず、身近なところで必要とするサービスを利用しながら、自立した日常生活、社会生活を送れるよう、地域全体で支え合う仕組みをつくってまいります。また、本年度の施策として障害福祉計画を策定し、地域生活への移行や一般就労への移行を推進しながら、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進めてまいります。

児童福祉については、未来を担う子供たちの中でも、保育所入所児童が元気に成長していけるよう、子供の自主性を大切にしながら、安全で安心して預けられる保育所運営に、保護者、地域住民とともに協働で取り組んでまいります。

さて、先日の新聞報道等でご案内のとおり、1人の女性が生涯に産む子供の数の推定値である合計特殊出生率が、5年連続で過去最低を更新して1.25となり、現在の人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っております。

少子化の要因としては、従来の晩婚化、非婚化といった点に加え、夫婦の出生力の低下ということが指摘されておりますが、背景には、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに対する心理的、肉体的負担感、経済的負担、結婚観、家庭観などの個人の価値観の変化があります。

少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下、地域社会の変容という影響をもたらします。そのため、本市では、少子化対策として、新市での次世代育成支援行動計画を策定するとともに、その施策を推進してまいります。そして、この計画の目標事業の一つであります放課後児童クラブについては、友部小学校での需要が高いため、施設の建設を進めてまいりたいと考えております。

また、児童手当法の改正に伴い、小学校3年生まで支給している児童手当を小学校修了前までに拡充し、支給いたします。

高齢者福祉については、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするために、生きがい対策と健康づくり活動や寝たきり予防のための介護予防、生活支援事業、また、ひとり暮らし高齢者に対する地域での見守りや、互いに助け合う体制づくりを推進してまいります。

介護保険については、高齢者が自分らしく生きがいを持って生活できることが重要であり、自立的生活を可能にするよう援助するため、在宅を中心とした介護サービスの充実、サービスの質の向上、そして介護予防を軸とした事業を展開してまいります。

次に、生活環境の整備について申し上げます。

防犯など、市内の安全対策については1,000人を超える自警団を初め、各地域の防犯ボランティアの皆さんが、市内一円できめ細かな防犯対策を実施しています。また、児童生徒の登下校時の事故を未然に防ぐため、見守り隊が結成されています。市としましても、このような活動にさまざまな支援を行い、だれもが安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

消防・防災体制の充実については、常設消防と非常設消防団の連携を強化し、消防体制の充実を図り、地域住民の安全安心をモットーに防火防災の任に当たってまいります。そして、火災予防条例の改正により、住宅用火災報知機の設置が義務づけられたため、その普及啓発に努めてまいります。

また、救急に対する応急処置講習会と合わせて、AED（自動体外式除細動器）装置の設置促進を図ってまいります。

さらに、消防水利については、バランスのとれた水利の確保を図るため、防火水槽、消火栓の設置を計画的に進めてまいります。

防災については、新潟県中越地震を初め、ここ数年、大規模な災害が世界的に頻発しております。これらの起こり得る災害の被害を軽減するためには、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であります。国、県、市、公共機関、市民、それぞれの役割において、積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していけるものと考えております。

そのような考えのもと、本年度、災害対策基本法に基づく笠間市地域防災計画の策定を進めるとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく笠間市国民保護計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

この両計画を踏まえ、笠間市において防災、国民保護の諸施策の基本を定め、市と市民が一体となり、かけがえのない生命、財産を保護するため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、河川の整備については、本市では過去に大雨等によって河川がはんらんし、家屋等に甚大な被害をもたらした事例がありました。このような災害を二度と起こさないためにも、河川改修は喫緊の課題であります。このため、本市のほぼ中央部を流過する涸沼川の改修について、茨城県が笠間大橋からJR水戸線までの整備を進めており、さらに今年度から笠間大橋のかけかえ工事を平成20年度完成に向けて着手いたします。そして、JR常磐線から水戸線までの未改修区間についても早急に事業化されますよう、沿線市町村と協力し、国、県に事業促進を要望してまいります。

本年度から県の指定管理者として市が管理する笠間芸術の森公園については、広く市民の皆様にご利用、ご活用できますように、適正な管理と積極的な運用に努めてまいります。また、この公園のふれあい広場の隣に、大規模な滑り台や、ふわふわドーム等の、県内では例のないようなすばらしい遊具施設を備えた「あそびの杜」がこの夏開園しますので、ご家族連れで楽しんでいただけるものと期待しているところです。

上水道事業につきましては、利用料金の差異が生じているため、統合を前提として、当面、旧市町の事業をそのまま継承し、3事業にて経営してまいります。

笠間水道事業は、第二次拡張事業第2期工事の主要な施設整備がほぼ終了し、将来の水需要の増大に伴う施設整備を残すのみとなっています。このため、事業全体の見直しを行い、適正な施設整備を図ってまいります。

友部水道事業は、第三次拡張事業を進めているところでありますが、今年度は低区配水池建設に着手いたします。

岩間水道事業は、第二次拡張事業を実施しておりますが、今年度から県中央広域水道より受水し、岩間工業団地を中心に供給を開始します。

また、笠間工業用水道事業につきましては、岩間工業団地内企業3社に供給しておりますが、今後とも安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、友部、笠間及び岩間処理区、合わせまして全体計画面積2,813ヘクタールであり、平成17年度末での整備済み面積は1,137ヘクタールとなり、整備率は40%となっております。

今後、円滑に事業を進めていくために、事業認可区域の拡大を図り、新たに281ヘクタールを追加し、本年度から平成22年度までの5年間、順次整備を実施していく計画であります。

農業集落排水事業につきましては、市原、北川根、安居地区が既に供用開始しておりますが、さらに枝折川地区及び岩間南部地区についても、ともに平成19年度の供用開始に向け、整備を進めているところでございます。

一方、未整備地区における市民ニーズに対応するため、合併浄化槽の設置を奨励するとともに、設置者に対し補助金を交付し、住民負担の軽減と、あわせて公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

また、ごみの減量化と資源化につきましては、家庭からの排出抑制と分別作業が必須であります。家庭用電動生ごみ処理機等、補助制度の活用を図るとともに、転入者へのコンテナ配布を行い、ごみの減量化や資源化対策の啓発活動に取り組んでまいります。

エコフロンティアかさまの開業に伴い、旧笠間市清掃センターの施設については今年度じゅうに施設解体工事を予定しております。エコフロンティアかさまについては、今後とも地元との環境保全協定の締結に向け、引き続き地域の皆さんと合意形成に努めるとともに、さらに安全を第一に考えた運営管理を促進してまいります。

また、現代社会の急激な変化とともに、消費生活のあり方も大きく変化しております。そのような複雑多岐にわたる問題に的確に対処するため、市消費生活センターの機能を活用し、被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及啓発を図ってまいります。

市営住宅については、持ち家のない低所得者層の支援や若者の定住化を進めるため設置しており、現在 343戸の維持管理を行っております。本年度は、福原地内に平成19年度までの継続事業で、鉄筋コンクリートづくり3階建て、1棟(12戸)の建設を行います。また、県営住宅については、市内の4地区において 253戸が供給されております。

今後とも健全な管理運営に努めるとともに、社会の変化に的確に対応していけるよう、必要な市営住宅施設を推進してまいります。

次に、教育文化の充実について説明申し上げます。

教育施設については、健全な地域社会づくりのため、人材の育成が重要であり、地域間のバランスのとれた教育施設の充実と活動の促進が必要であります。特に、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、施設については耐震化推進指針に沿って耐震化推進計画を策定し、耐震診断に基づき、改修の推進を図ってまいります。

今年度は、友部中学校の耐震補強及び改修工事や、稲田中学校の屋内体育館解体撤去及び外構工事等の施設整備を行います。機能を重視し、コスト縮減を図りながら進めてまいります。また、市民の学習意欲を満たす文化・スポーツの振興施設についても、地域間格差が生じないよう一体的な事業計画を策定し、施設整備を初めとする環境づくりに努めてまいります。

学校教育については、新市発足に伴い、学校数も小学校14校、中学校7校、幼稚園2園、児童生徒数 7,289名と大規模となりました。児童生徒の学力と学習意欲の向上を図り、教職員の指導力の充実のため、指導主事の増員を図ってまいります。さらに、これら児童生徒の指導のためのティーム・ティーチング講師(TT講師)や英語助手(ALT)を増員して、児童生徒の学習指導の援助をしてまいります。

また、不登校児童、生徒の援助指導の場として適応指導教室と心の相談室の設置、心の教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、不登校の解消に努めてまいります。

小学校の社会科副読本は、新市の一体感を醸成するとともに、新笠間市を理解するために、本年度、社会科副読本がさま編集委員会を立ち上げ、平成19年度より全校に新しい社会科副読本を提供し、学習できるよう、作業を進めてまいります。

生涯学習については、市民の多様化する学習活動や学習ニーズに対応するため、各関係機関と連携を図り、急激な社会変化に対応するための知識や技術などの学習情報や学習機会の提供に努めてまいります。

また、子供たちの豊かな心をはぐくむために、学校、家庭、地域社会が連携、協力し、地域の教育力の向上を図り、体験活動の機会の提供や家庭教育に関する体制の充実を図るため、家庭教育学級を私立幼稚園、保育所でも開催してまいります。

さらに、生涯学習の拠点である図書館や公民館の充実、連携を図るため、図書館におきましては図書システムのネットワークを計画的に導入し、サービスの向上を図ります。

また、公民館につきましては、それぞれの地域にあった特性を生かしながら、地域のニーズに合わせた年間活動計画のもと、いつでも、だれでも学習できる場を提供できるよう努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、青少年育成市民会議を初め、関係機関及び関係団体と連携しながら、青少年センターを中心に青少年の健全育成に努めてまいります。

文化振興につきましては、歴史のある3市町の有形、無形の文化財を初め、伝統ある行事や工芸などの生活文化及び地域文化を積極的に保護しながら、それらの活用を図ります。

さらに、平成20年に茨城県において開催される国民文化祭に向け、本年度から国民文化祭推進室を設け、開催準備並びに運営に万全を期してまいります。

また、芸術文化振興として、全国こども陶芸展、アマチュア陶芸展やクールシュヴェール国際音楽アカデミーなど、全国的なイベントを通じて地域のブランド化を図ります。

スポーツ・レクリエーションの振興については、社会体育施設の整備を初めとする環境づくりに努めてまいります。そのためには、スポーツを通じた市民の健康づくりを支援し、市民の皆様が多様な形でスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組んでまいります。そのスポーツ振興の核となる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、各種団体の協力のもと、その母体となる組織づくりの推進を図ってまいります。

また、ことしで5回目となります全国高等学校アームレスリング選手権大会の開催を初め、スポーツ団体等との連携を深め、市民主導型による各種スポーツ大会の開催を促進し、市民のスポーツ交流を図る事業を展開してまいります。

次に、産業の振興について説明申し上げます。

農業を取り巻く環境は、年々厳しい状況下に置かれております。当市におきましても、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑などの経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっております。これらの農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び各生産組織の組織化や支援に力を入れてまいります。

消費者本位の農業の振興を図るために、農業改良普及センター、農協及び関係機関との連携により、地産地消を基本に、安全、安心な農産物を供給できる、顔の見える農業を進めてまいります。

水田農業については、付加価値をつけるために、各地域において圃場の選定、栽培基準、規格基準などを定め、地域ブランド米づくりを推進してまいります。

小菊の銘柄産地、クリ、ナシ、花ショウブの銘柄推進産地などをもとに、さらなる園芸の振興に努めます。

また、余暇時間の増加、心の豊かさの尊重などから、自然豊かな農村地域に滞在して農

作業や自然体験、地域の人々との交流を楽しむ笠間クラインガルテンを核として、グリーンツーリズムを推進してまいります。

林業につきましては、笠間市森林整備事業計画に基づき、森林組合と連携を図り、支援をしてまいります。

農業生産基盤の整備については、農業の健全な発展を図り、生産性にすぐれ、豊かで住みよい農村集落づくりを目指して、地域の生態系や景観を生かした次の基盤整備事業を実施してまいります。

圃場整備事業は、本戸地区、箱田中央地区、小原地区、南指原地区の4地区を継続事業とし、さらに本年度より滝川地区23ヘクタールの測量等を計画しております。大淵及び大古山地区は、早期着工に向けた調査等を実施し、また、用排水施設等の整備といたしましては、小原地区、八反山地区、大木田地区、押辺新池を実施し、用水路などの整備を行い、利用権の設定や作業の受委託、経営規模拡大を促進してまいります。

農林道の整備といたしましては、鍋内地区、北組地区、友部地区の集落道路の整備を進めるとともに、森林整備の根幹となる本戸前山線の林道開設事業を継続して推進してまいります。

霞ヶ浦用水事業については、本年度で国営事業の全線21キロメートルの送水管埋設工事が完了し、今後は県営事業として送水管工事約9キロメートルの事業促進を図り、安定的な農業用水を確保し、生産性の向上に努めます。

石岡台地用水事業については、管理運営事業を継続して進めてまいります。

土地改良については、4月1日に笠間市土地改良事業運営協議会を設立し、円滑なる事業の推進、施設管理運営の適正化を図り、行政と一体となって農家経営の発展に努めてまいります。

商業の振興については、中心市街地活性化事業を推進するTMOかさまとの連携を図りながら、町中の活性化や地域拠点連携強化事業、食と文化事業、笠間ファン倶楽部などの事業を支援してまいります。また、中小企業者に対する事業資金の融資あっせんやイベント等の支援を行い、商工会の組織と連携を図り、商業の活性化に向けて取り組んでまいります。

工業の振興については、茨城中央工業団地（笠間地区）・旧いばらき総合流通センターへの企業誘致は、製造業から流通加工業、配送業、卸売・小売業などの多様な業種、業態の企業が可能となり、企業立地の推進を県と連携を図りながら進め、雇用確保に努めてまいります。

地場産業の石材振興については、筑波西部地域活性化推進協議会において策定した活性化計画を基本にした各種イベント事業を支援し、稲田みかげ石のPRとブランド化に努めてまいります。

笠間焼の振興については、笠間焼第三次振興計画における伝統的工芸品の需要の開拓や

販路拡大の推進のほか、産地交流、振興の活性化を図る共同イベント事業などを通して伝統的な工芸品開発の支援を行ってまいります。そして、地場産業の行政における活用についても積極的に取り組んでまいります。

観光の振興については、本市は歴史、芸術、文化、そして豊かな自然環境と多くの魅力ある資源を有し、また、首都圏からの位置的優位性から、観光動態調査においては、大洗、笠間、水戸が入り込み客数の上位にランクされています。しかし、春や秋のイベントによる集客が主で、通年で見ると、月ごとの変動が大きいことや、宿泊を伴わない日帰り観光客が多いことも特徴であります。

このようなことから、笠間稲荷神社や笠間芸術の森公園、日動美術館、北山公園、あたご天狗の森などのネットワークを図り、歴史、文化、芸術施設などを積極的にPRするとともに、地場産業を活用したお土産品の開発や地元の農産物を活用した笠間独自の食文化の発展にも力を入れながら、通年型の観光地づくりを推進し、観光客が求める、いやし、やすらぎなど、心の豊かさが感じられる「交流」をキーワードとして、歴史的資源と自然を生かした観光戦略を展開してまいります。

また、来年で第100回を迎える笠間の菊まつりも、行政と観光関係機関との連携を図りながら推進をし、魅力ある観光地づくりの形成に努めてまいります。

次に、住民参画の推進について説明申し上げます。

新市のまちづくりを進めていくには、市民の一体感を早期に醸成するための施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。このため、市民参画を基本に事業を展開するとともに、地域のさまざまな市民活動団体と連携、協力した行政施策の展開が必要です。新市の市民活動などの情報を一元化し、早期に情報提供を行い、新たな活動を促進するとともに、市民活動の活性化、さらにはこれらの活動を通じて市民との一体感をつくり上げ、市民と行政が連携した協働のまちづくりを進めてまいります。

また、国際化の進展に対応するため、笠間市国際交流協会などの団体と連携した国際交流事業を推進してまいります。

男女共同参画については、すべての市民の人権が保障され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、みずからの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う、豊かで活力ある男女共同参画社会の早期実現に向けて、笠間市男女共同参画推進条例の普及啓発と、総合的かつ効果的な男女共同参画の事業推進に努めます。そして、施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県、近隣市町村、関係機関との協働に努め、情報収集と発信に積極的に取り組んでまいります。

広報・広聴の充実については、「広報かさま」やお知らせ版、ホームページを通して市の施策や身近な情報をお知らせするとともに、市民参加に基づいた広報活動を推進し、市民サービスの向上を目指してまいります。

また、市民協働による開かれた市政の推進に寄与するため、重要施策に関するパブリッ

クコメント手続を充実させるなど、市民参加型の広聴活動を推進してまいります。

情報公開・個人情報保護については、行政の保有する情報は本来市民のものであり、これを共有し、適正に活用することによって、市民の生活と人権を守り、市民と行政との信頼関係を築き、ともにまちづくりを進め、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであります。そして、行政情報の公開を求める権利を明らかにすることによって、市民の知る権利を保障し、市政に関する説明責任を全うするため、市政への市民参加を促進するとともに、公正で開かれた市政を進めてまいります。さらに、個人情報に関する事項以外については、できる限り公開するように検討してまいります。

また、近年、高度情報通信社会の進展に伴って、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することが求められております。個人情報は、その性質上、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱わなければなりません。そのようなことから、笠間市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めてまいります。

次に、行財政の効率化について説明申し上げます。

少子高齢化による人口減少社会の到来を迎え、さらに国の進める国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しといった、いわゆる三位一体の改革などにより、地方自治体は、これまで以上に行政能力の向上と行財政基盤の充実、強化が求められております。

行政改革については、旧笠間市、友部町、岩間町のそれぞれの市町におきましても行政改革の大綱を策定し、実施目標を定め、取り組んできたところであります。新生笠間市におきましても合併効果を最大限に発揮させ、厳しい財政状況と多様化した市民ニーズに対応するため、平成18年度よりおおむね5年の計画期間で笠間市行政改革大綱を策定し、また、国の地方公共団体における行政改革のための新たな指針に沿った集中改革プランも本年度じゅうに策定及び公表する予定であります。

これらの計画を実効性のあるものとし、より一層の効果的、効率的な行政運営を図り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を進めてまいります。そして、自主財源を確保する観点から、より強力な税収納体制を構築する必要があります。収入未済額の縮減と徴収率の向上を図るため、税務課と分離して納税課を設置し、滞納整理の強化に努めてまいります。

また、支所については、市民の皆様方の身近な組織として重要な機能を持つものでございますので、市民の皆様方に不便をかけないように、体制整備を図ってまいりたいと考えております。また、支所への移行により空きスペースが発生しておりますが、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

総合計画の策定については、合併前の1市2町がそれぞれ将来像を定めたまちづくりに取り組んできたところでございますが、今後は合併という基本的な枠組みの変化に加え、

少子高齢化や高度情報化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民ニーズの多様化や高度化に対応していくとともに、地方分権の進展や厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な視野に立った計画的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、合併協議の中で策定されました新市まちづくり計画をもとに、多くの市民の意見を取り入れながら、さらに平成17年度に策定された新茨城県総合計画、元気いばらき戦略プランを踏まえ、市政運営の総合的指針である総合計画の本年度策定を目指して取り組んでまいります。

情報化の推進については、近年の情報通信技術（IT）の飛躍的な発展は、社会経済のあらゆる分野において大きな影響を及ぼしており、特にインターネットの急激な普及に代表されるようにデジタル・ネットワーク化が進行し、日常生活の中にも急速に情報化が進展しています。

本市では、行政の情報化による事務の効率化を進めてきたほか、市内小中学校にインターネットに接続できる環境づくり、市ホームページにより行政情報、地域情報の提供を行ってきました。

今後は、市民だれもが利用しやすい質の高い行政サービスの提供につながる総合的な計画を策定し、情報教育を推進するとともに、効率的な行政運営や窓口サービスなど、各種申請、届け出等の電子化などを進め、電子自治体の実現を図ってまいります。

最後になりましたが、社会経済構造の変化や人口減少、地域間競争が激しくなり、地方自治体も、従来の考え方ややり方では、もはや通用しない時代が到来しつつあります。これ乗り越えるためには、職員一人一人が現状に満足することなく、知恵を出し合い、市民と力を合わせて新しい時代に対応したまちづくりを進める必要があります。

笠間市におきましても、合併後のまちづくりのかじ取りは極めて重要であり、旧笠間、友部、岩間地区のバランスのとれたまちづくりが必要であります。議員の皆様とともに、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力、ご理解をお願い申し上げる次第であります。

以上で、平成18年度市政に対する基本的な方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） ここで、暫時休憩いたします。

11時40分に再開いたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 40 分再開

議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（大関久義君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今般、柴田欣子氏が、平成18年9月30日をもって人権擁護委員を任期満了となりますので、再任いたしたく、候補者の推薦を提案するものであります。

柴田欣子氏は、平成12年4月より人権擁護委員として職務に専念され、本市の人権擁護活動を積極的に取り組まれております。

人権擁護委員法第6条の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に候補者として推薦するため、提案するものであります。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決しました。

報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越について

議長（大関久義君） 日程第13、報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越についての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市一般会計継続費については、平成18年度に通次繰り越しする額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第39号 平成17年度笠間市一般会計継続費の繰越について、繰越計算書によりまして内容を報告いたします。

7款の土木費の都市計画費の事業名、友部駅橋上駅舎整備事業であります。

継続費の総額でございますが、17年、18年、19年の3カ年でございます。13億744万8,000円であります。17年度の継続費の予算現額であります。1億6,835万6,000円です。支出済額及び支出見込額でございますが、1億4,313万5,146円です。残額2,522万854円です。翌年度に通次繰り越す金額でございますが、2,522万854円です。左の財源内訳でございますが、繰越金といたしまして2,522万854円を繰り越すものであります。

以上のとおり、ご報告いたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

この件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費について

議長（大関久義君） 日程第14、報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費についての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市一般会計繰越明許費については、平成18年度に繰り越しする額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします
ます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第40号 平成17年度笠間市一般会計繰越明許費につきまして、
計算書によりご報告を申し上げます。

まず、総務費で1件、商工費で1件、土木費で5件、教育費で3件の計10事業でございます。
金額にいたしまして、1億 5,310万 4,000円であります。翌年度に繰り越す額であり
ます。1億 5,268万 9,750円であります。財源の内訳であります。国庫支出金 1,501
万円、地方債 3,520万円、一般財源 1億 247万 9,750円あります。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

この件につきましては、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定により報告事項となっ
ておりますので、報告をもって終了といたします。

報告第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 8 年度笠間市一般会計暫
定予算補正予算（第 1 号））

議長（大関久義君） 日程第15、報告第41号 専決処分の承認を求めることについてを
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第41号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を
申し上げます。

平成18年度笠間市一般会計暫定予算補正予算については、平成18年5月28日施行の茨城
県議会議員補欠選挙に要する経費のため専決処分をしましたので、地方自治法第 179条第
3 項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしく
お願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第41号 専決処分の承認を求めることにつきまして、ご
報告を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

専決第39号 平成18年度笠間市一般会計暫定予算補正予算（第 1 号）の専決処分につ
きまして、その内容をご説明申し上げます。

歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,421万円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ79億 7,821万円とするものであります。

第1条の2に定めます第1表の歳入歳出暫定予算補正によりご説明申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入。

15款県支出金の3項委託金の1目総務費委託金 1,421万円であります。これは、旧笠間市選出の茨城県議会議員の補欠選挙の委託金ということで、県からの委託金 1,421万円を歳入するものであります。

続きまして、歳出であります。

2款総務費の4項選挙費の5目茨城県議会議員補欠選挙費 1,431万 9,000円であります。主だった節でございますが、職員手当等につきまして 783万 5,000円、さらに需用費等で 124万 6,000円、ページを返していただきまして、委託料として 308万 2,000円。

次に、13款の1目予備費であります。減額の10万 9,000円をいたしまして、歳入歳出のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより報告第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第41号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分再開

議長（大関久義君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

報告第42号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市火災予防条例の一部を改正する条例）

議長（大関久義君） 日程第16、報告第42号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第42号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、住宅用防災機器の設置義務を内容とした消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が、平成18年6月1日から施行されるに伴い、笠間市火災予防条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細については消防長より補足して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 命によりまして、報告第42号の笠間市火災予防条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

改正内容ですが、附則、経過措置の施行期日以外は、すべて国の準則どおりの改正であります。

趣旨ですが、今回の改正は、近年における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅用防災機器を設置し、維持しなければならないものとした消防法の一部改正であります。本改正条例は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を定めたものであります。

主な改正内容であります。第29条の2として、住宅の関係者は、改正条例第29条の3及び第29条の4に定める基準に従って住宅用防災警報器等を設置し、及び維持しなければならないとしたことであります。

次の29条の3及び29条の4では、住宅用防災警報器等の感知器を設置しなければならない住宅の部分、感知器の設置位置、感知器の種別、その他住宅用防災機器等の設置及び維

持に関する基準の細目を定めたものであります。

次に、29条の5では、一定のスプリンクラー設備または自動火災報知設備等を設置した場合は、住宅用防災警報器等の設置を免除することができるとしたことであります。

次に、29条の6及び29条の7では、住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する消防長の特例承認並びに住宅における火災予防推進に関する行政及び住民の責務を定めたものであります。

施行期日は、平成18年6月1日から施行となります。ただし、第29条の5第3号から5号までの規定は、平成19年4月1日施行となります。

また、改正条例の施行の際、現に存する住宅または新築、増築、改築等の工事中の住宅にかかわる住宅用防災警報器等が第29条の2から第29条の5までの規定に適合していないときは、当該住宅用防災警報器等の設置規定については、平成20年5月31日までの間、適用しないこととしたものであります。

以上、ご報告いたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

53番山口滋雄君。

53番（山口滋雄君） 各住宅に全部こうした措置をしなければならないということですか。

それから、こうしたものを決めたときに、よく器具の売り込み等がありますね。そういうものに対する対応とか、それらについて、ちょっとご説明をいただきたい。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 53番山口議員の質問に対してお答えします。

これらの設置義務については、一般家庭、すべての家庭が該当してきます。これは、寝室等にこうした警報器をつけなさい、また維持しなさい、こういうことでございます。ただ、今、ご指摘ありました販売ですか、これらについては消火器等の二の舞のこともありますので、各広報紙等で各全家庭に広報紙を一度配布しております。

また、現時点では周知徹底させることが一番ではないか、こういうふうを考えておりますので、今後、区長会あるいは消防団、こうした団体を通じましてご協力を願って周知徹底を図っていきたい、このように考えております。

議長（大関久義君） 53番山口滋雄君。

53番（山口滋雄君） ありがとうございます。

こうした器具については、もちろん関係みんなで十分な注意が必要だと思いますが、よくこうしたものについては詐欺まがいのものが紛れ込んだり、しかも、なおかつ土曜日とか日曜日とか、役所に問い合わせても連絡ができない日をねらって、特にお年寄りなんかの家庭に入り込む商法が特に今、多い中で、十分これは気をつけなくてはならない。とい

うときに、あるいは消防団等、ちゃんとした団体組織の中で説明もし、それらの販売等について何かうまく調整できればいいと思うのですが、そういうふうな指導なり、方法でやることでしょうか。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 再度、山口議員の質問にお答えします。

ただいま申しましたこれらの販売についてですが、この器具そのものに日本消防研究の鑑定マークとNSマークというのがついております。これは、いろいろデータベースがございまして、何ホーンでどのくらいの距離とか、そういうものを消防研究所で研究しまして、鑑定マークというのを、底面か、どこかについておると思います。ですから、購入の際は、そうしたものを基準にしまして購入することがいいかと思えます。

また、にせものといいますが、そういうものは、今のところ、私のところでは情報は得ておりませんが、これからそういったことも出てくる可能性もあるのではないかと、こういうふうにご懸念しておりますが、これらについても今後いろいろ研究した中で対応していきたいと思っております。

議長（大関久義君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 討論を終結いたします。

これより報告第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第42号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号 笠間市名誉市民条例

議長（大関久義君） 日程第17、議案第1号 笠間市名誉市民条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市名誉市民条例の提案理由を申し上げます。

本市の発展に著しく貢献した者に対し、笠間市名誉市民の称号を贈って、永くその功績を顕彰することを目的として制定するものであります。

詳細につきましては、市長公室長より補足して説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 笠間市名誉市民条例につきましての説明をさせていただきます。

1条の目的から2条の称号を贈る条件、それから6条の委任まで、6条で成り立っております。

先ほど、目的につきましては、市長が提案いたしました理由によるわけでございます。

それから、称号を贈る条件につきましては、2条第1項の（1）本市に10年以上居住している者で、または本市出身の者であることから、（2）、（3）と2項により贈らせていただきます。

それと、3条の選定はということでございますけれども、3条で、市長が議会の同意を得て選り、定めるということで決めさせていただくわけでございます。

以上、あとは記載のとおりであります。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第2号 笠間市市民栄誉賞条例

議長（大関久義君） 日程第18、議案第2号 笠間市市民栄誉賞条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市市民栄誉賞条例の提案理由を申し上げます。

市民に夢と希望を与えることに顕著な業績があり、郷土の誇りとして広く市民に敬愛される者に対して市民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえることを目的として制定するものであります。

詳細につきましては、市長公室長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いた

します。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 市民栄誉賞条例についてご説明をさせていただきます。

1条の目的から2条の対象者、4条の委任までの4条で成り立っております。

目的につきましては、先ほど市長が提案した理由でございます。

対象者につきましては、対象分野、これが1から4までございます。学術文化、学術研究、スポーツ、それから社会福祉の4分野でございます。

これらを選定していただく審査会を規則の中で定めまして、その委員につきましては、その都度、委任をさせていただくこととなります。委員につきましては、市議会の代表者を2名、学識経験者を有する者2名、それと市の執行機関の代表者が当たります。これらは、市長からの諮問に応じ審査をして、市長の答申をいただくということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第3号 笠間市表彰条例

議長（大関久義君） 日程第19、議案第3号 笠間市表彰条例を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市表彰条例の提案理由を申し上げます。

本市の行政、経済、文化、社会、その他各般にわたって市政の振興に寄与した者及び広く市民の模範となる者を表彰し、市政の伸展を図ることを目的として制定するものであります。

詳細につきましては、市長公室長より補足して説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 笠間市表彰条例のご説明をさせていただきます。

1条の目的、2条の表彰の種類から9条の委任まで、9条から成り立っておりますのでございます。

目的につきましては、先ほど市長からの提案のとおりであります。

表彰の種類につきましては、2条で、一般と自治功勞の2種類ということになります。

それから、これらの表彰につきましては、めくっていただきまして、次のページになりますが、表彰の時期は、退任、死亡、任期満了等の場合にはその都度行わせていただき、

その他の事由による場合は市の記念式典を行う時点、それから市長が特に必要と認めた場合につきましては随時行わせていただくということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第20、議案第4号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員、青少年センター運営協議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めるために条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市長公室長より補足して説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） ご説明をさせていただきます。

まず、障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員ですが、障害者自立支援法の規定により審査会の設置、今回、議案第13号を提案することになっております。この審査をする合議体、笠間市介護認定審査会委員の業務と共通する審査業務内容であることから、介護認定審査委員会と同額の座長の報酬を月額1万5,000円、座長以外の者の月額を1万3,000円とし、費用弁償を助役相当額といたしたいということでございます。

次に、青少年センター運営委員ですが、笠間市青少年センターの設置及び管理に関する条例で、笠間市青少年センター運営協議会の設置がうたわれており、青少年センターの運営は、市長の委嘱を受け、青少年センター運営委員が当たることになっております。協議会の委員の定数は、12名以内となっております。青少年センター運営委員につきましては、当該条例上、記載がなかったため、青少年センター相談員と同額の報酬月額4,500円及び費用弁償を一般職相当として提案するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 5 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第21、議案第 5 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 5 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、現在の財政状況にかんがみ、平成18年7月より市長の給料月額90万円の20%を減額するため提出するものです。

よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 6 号 笠間市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

議長（大関久義君） 日程第22、議案第 6 号 笠間市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 6 号 笠間市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、笠間市長職務執行者の退任に伴い、廃止するものです。

よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 7 号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第23、議案第 7 号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、本市消防団員の処遇改善と、より一層の活性化を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第7号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、笠間市条例一部改正議案の概要説明書により説明いたします。

5ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、笠間市消防団員に係る退職報償金のうちの当該部分における支給金額を増額するものでございます。

左側に改正案と、右側に現行があります。別表の2の関係でございまして、3階級ございます。本部員及び分団長、副分団長、部長及び班長、この3階級につきまして、10年以上15年、さらに15年から20年、20年から25年、このアンダーラインの部分でございまして、改正案につきましては、それぞれ2,000円を増額するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第24、議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

ます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第8号 笠間市税条例の一部を改正する条例につきまして、18ページにわたっておりますので、笠間市条例の一部改正概要の説明書によりまして説明をいたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正につきましては、平成19年度以降に行われます個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲に伴う個人住民税に関する税率等の改正が主なものでございます。

まず、条例の34条の2の関係でございます。これは、個人住民税における損害保険料控除の廃止及び地震保険料控除の創設ということで、平成20年度より適用するということでございます。

左側に現行、右側に改正ということでございますが、改正後は支払った地震保険料の2分の1の額を控除するというので、控除限度額が2万5,000円でございます。

なお、経過措置といたしまして、平成18年度末までに締結した長期損害保険料については、従前のとおり、損害保険料控除が適用できるというものでございます。

次に、条例の34条の3の第1項の関係でございます。所得税から個人市民税への税源移譲に伴う所得割の税率の改正でございます。平成19年度分の個人の市民税より適用ということでございます。現行は3段階に分かれておるわけですが、これを一律6%に改正をするものでございます。

次に、ページを返していただきまして、7ページをお願いいたします。条例の53条の4の関係でございます。所得税から個人市民税への税源移譲に伴う分離所得に係る退職所得割の課税の税率の改正でございます。19年1月1日より適用ということで、やはり現行では3段階に分かれているわけですが、改正後は一律6%に改正をするものでございます。

次に、条例附則の7条の3の関係でございます。これは、個人住民税の住宅の借入金等の特別控除でございます。平成20年度から平成28年度分の個人住民税についての適用の部分であります。所得税から個人住民税への税源移譲に伴いまして、所得税額が減少することによりまして、住宅購入金等特別税額の控除が所得税より控除し切れなくなるため、以前と同等の負担軽減を図るために、個人住民税における減額措置を行うものであります。平成11年度から平成18年度までに入居したものに限りということでございます。

次に、条例附則の第16条の関係でございます。市町村たばこ税の税率の改正でございます。これにつきましては18年7月1日より適用ということでございます。旧3級品以外の製造たばこ、これにつきましては1,000本当たり3,298円、さらに3級品の製造たばこにつきまして1,000本につき1,564円に改正をするものでございます。

次に、譲渡所得に係る個人住民税の税率の改正でございます。譲渡所得に係る県分と市

分の税率割合を税源移譲の県民税 4 %、市民税 6 %と、10%を県と市に 4、6 に分けるわけでありまして、これにつきましては19年度分の個人住民税より適用するというところでございます。

次に、8 ページの方にページを返していただきまして、まず、土地、建物等の長期譲渡所得でございます。これにつきましても 4、6 の割合に、県民税が 2 %、市民税を 3 %に改正をするものでございます。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の関係でございます。これにつきましては 2,000万円以下と超える部分に分かれておるわけですが、これにつきましても 4、6 に分けまして、県民税が 1.6%、市民税が 2.4%、さらに 2,000万円を超えた部分については県民税が 2 %、市民税が 3 %と変えるものであります。

次に、住居用の財産を譲渡した場合の長期譲渡所得であります。これにつきましても、控除後の譲渡益が 6,000万円以下の部分と超える部分に分かれまして、これにつきましても 4、6 の割合で、県民税が 1.6%、市民税が 2.4%、さらに超える部分については県民税が 2 %、市民税が 3 %に改正をするものでございます。

最後の 9 ページでございますが、土地、建物等の短期譲渡の部分であります。これにつきましても、やはり 4、6 の割合でございますので、県民税が 3.6%、市民税が 5.4%に改正をするものであります。

次に、株式に係る譲渡所得でございます。これにつきましても 4、6 の割合でございますので、県民税が 2 %、市民税が 3 %、さらに上場株式に係る譲渡所得でございますが、これにつきましても 4、6 ということで、県民税 2 %、市民税が 3 %。さらに、個人住民税の定率減税の廃止ということで、以前ありましたけれども、今回は19年度分から廃止するものでございます。

以上のように改正するもので、附則にありますように、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 9 号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例

議長（大関久義君） 日程第25、議案第 9 号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例についての提案理由を申し上げます。

固定資産税の特別措置は、平成15年度より3年間の期限つきで実施してきたところですが、景気及び雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

本条例は、平成18年3月31日に旧条例が失効しているため、新たに制定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第9号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の目的でございますが、市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出を図るということであります。

次に、第2条の定義でございますが、市内に事務所または事業所を新設または増設し、従業員を10人以上増加させたあらゆる業種の法人を特例法人として、また、この特例法人が取得し、自己の事業の用に供した土地、家屋、償却資産を特例資産として定義づけをしているものでございます。

ただし、地方公共団体、その他公共的団体が造成した工業団地における場合は、従業員の増加要件はありません。また、風俗営業等に該当するものは除かれることとなります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第3条の適用除外でございますが、市税の滞納がある法人や大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積が1,000平方メートルを超える大規模小売店舗につきましては適用しないということですが、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定をされている基本計画を作成している旧笠間市の市街地の一部については適用されることとなります。

次に、第4条の課税免除についてでございますが、固定資産税を課税することになった年度から3年間に限り課税しないということでございます。ただし、従業員数が翌年度以降において5人未満であるときは、適用されなくなるということでございます。

次に、第6条の他の条例等との関係でございますが、笠間市工場誘致条例と他の条例を選択した場合は適用がされなくなるわけであります。

次に、附則についてでございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するものであります。

また、条例失効後の経過措置についてであります。条例の失効日以前に土地を取得した場合、取得した日から3年以内に事業所等を新增設した場合は、失効日後においても課

税免除の対象になるということでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例

議長（大関久義君） 日程第26、議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例についての提案理由を申し上げます。

笠間市大池田財産区議会条例については、茨城県知事にかわり、提案理由の説明をいたします。

本条例については、笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し、その区域をもって笠間市を設置したことに伴い、新たに笠間市の条例として本条例を制定するものであります。

笠間市大池田財産区議会条例案の提案についての通知は、県知事から5月22日付で送付されておることを申し添えます。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第10号 笠間市大池田財産区議会条例につきましてご説明を申し上げます。

まず最初に、大池田財産区の経緯についてでございますが、昭和30年2月11日、新市町村建設促進法に基づく町村合併によりまして、大池田村、北山内村、南山内村及び笠間町が合併し、笠間町となった際に、旧大池田村が所有をしていた山林を笠間町の財産とせず、同年9月15日に財産区を設置しました。その後、昭和33年8月1日に、笠間市市制施行によりまして笠間市大池田財産区となったわけでありまして。

財産区の区域は、笠間市大橋、笠間市池野辺、笠間市福田、笠間市飯田の4地区で構成をされ、区域の面積は32.18平方キロメートルであります。財産区の所有する財産は、全体で土地が55万6,192平方メートルであり、内訳といたしましては、山林44万7,601平方メートル、雑種地、ゴルフ場に貸し付けをしているわけでありまして、10万8,591平方メートルであります。

なお、財産区の基金といたしましては、ゴルフ場からの貸付収入といたしまして、現在7,526万6,000円を積み立てているところでございます。

大池田財産区条例につきましては、地方自治法の295条に基づきまして、県知事が市議会の議決を経て財産区議会条例を制定するものでございます。地方自治法295条は、財産区の財産に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該市町村の議会の議決を経て市町村の条例を設定し、財産区の議会または総会を設けて、財産区に関し市町村の議会の議決すべき事項を議決させることができるというものでございます。このたび、笠間市、友部町、岩間町の合併に伴いまして、新たに笠間市の条例として、笠間市大池田財産区議会条例を制定するものであります。

なお、現在、地方自治法施行令の第3条の規定によりまして暫定施行をしております大池田財産区条例につきましては、本条例の制定に伴い、廃止をするものであります。

それでは、条例の1ページをお願いいたします。

まず、1条では、財産区議会の設置であります。

次に、2条で、議員の定数7名を定めております。

さらに、3条では、議員の任期ということで4年と定め、さらに、補欠議員については前任者の残任期間を定めております。

さらに、4条で、議員の選挙権でございますが、日本国民たる年齢20歳以上の者で、引き続き3カ月以上財産区の4地域に住所を有する者は、財産区議員の選挙権を有するというところでございます。

さらに、議員の被選挙権、5条でございますが、財産区議会議員の選挙権を有する者で、年齢25歳以上の者は被選挙権を有するものであります。

さらに、議員の選挙権及び被選挙権については、公職選挙法の規定の準用ということで6条に、さらに、選挙人名簿の関係を7条にうたっているところでございます。

施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、経過措置の2、3にあるとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

議長（大関久義君） 日程第27、議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例についての提案理由を申し上げます。

笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例については、笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し、その区域をもって笠間市を設置したことに伴い、新たに笠間市の条例として本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第11号 笠間市大池田財産区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

前10号の説明の中でも申し上げましたように、基金として7,526万6,000円を持っているわけではありますが、この基金の管理を定めるものでございます。

次の条例をお願いいたしたいと思っております。

1条で大池田財産区財政調整基金の設置、2条で積み立ての関係、さらに3条では管理、そして4条で基金の繰入、繰替運用で5条、処分ということで6条から成っているものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、経過措置にありますとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

議長（大関久義君） 日程第28、議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についての提案理由を申し上げます。

笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例については、笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し、その区域をもって笠間市を設置したことに伴い、新たに笠間市の条例として本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より補足して説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第12号 笠間市大池田財産区特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、報酬でございますが、別表のとおりでございます。議長、年額8万4,000円、
旅費、助役相当額。さらに、副議長7万8,000円、旅費、助役相当額。さらに、議員7万
2,000円、5名おるわけでありましてけれども、旅費については助役相当額、以上ござい
ます。

費用弁償でございますが、第4条で、議会等、出席したときの費用弁償として1日につ
き会議は3,000円、さらに区有林の現場作業等に出た場合には6,000円を支給するもので
ございます。

5条では、委任を設けているところでございます。

附則にもありますように、この条例は、公布の日から施行する。さらに、経過措置のと
おりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例

議長（大関久義君） 日程第29、議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関す
る審査会条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条
例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、障害者自立支援法第15条の規定に基づく障害者介護給付費等の支給に関する
審査会を設置するため、制定するものであります。

詳細につきましては、所長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願
いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 議案第13号 笠間市障害者介護給付費等の支給に関す
る審査会条例について、補足説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、障害者自立支援法が4月に施行されまして、障害者の地
域生活と就労を進めるため、これまで障害種別ごとの法律に基づいて提供されていま
した福祉サービスや公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供す
る仕組みを創設することとされました。このことから、10月から障害者が給付サー
ビスを受けるた

めには、障害程度区分認定を受ける必要があります。これらのサービスの必要性を明らかにするため、障害の審査を行う審査会を設置するもので、障害者自立支援法第15条に基づいて制定するものでございます。

第2条で、審査を行うため、審査会委員を10人以内とし、障害等の保健または福祉に関する学識経験を有する者から審査会委員をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時より再開いたします。

午後1時46分休憩

午後2時01分再開

議長（大関久義君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

- 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算
- 議案第15号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 平成18年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第17号 平成18年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第18号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第19号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第21号 平成18年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第22号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第23号 平成18年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第24号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（大関久義君） 日程第30、議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算から日程第41、議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算から議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、本案件は、平成18年3月19日に笠間市、友部町、岩間

町が合併し、合併後、初の本格予算であります。

予算編成に当たり、歳入においては、地方交付税の特例分、県補助金の合併特例交付金、さらには合併特例債等の合併支援措置を有効に活用し、歳入の確保に努めました。

一方、歳出面では、合併効果を最大限に生かせるよう、歳出全般にわたる効率化、合理化に努めました。

また、新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるための幹線道路整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備、義務教育施設の耐震化及び改修事業等を計上し、合併後の一体性の確立、均衡ある発展に資するため、生活環境整備に重点を置いた予算編成をいたしました。

本年度の一般会計予算は、総額 270億 9,400万円であります。

特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の6会計で、予算総額 203億 3,038万 6,000円であります。

企業会計予算につきましては、病院事業会計、笠間水道事業会計、友部水道事業会計、岩間水道事業会計、工業用水道事業会計の5会計で、予算総額30億 1,455万円あります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた平成18年度予算総額は504億 3,893万 6,000円となっております。

詳細につきましては、各担当部長及び所長より補足して説明をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 続いて、担当部長から順に補足説明を願います。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 議案第14号 平成18年度笠間市一般会計予算につきまして、さきにお配りをしてございます平成18年度予算に関する参考資料によりまして内容をご説明申し上げます。

合併後、初の本格的予算となります平成18年度の予算編成につきましては、市長が施政方針の中でも述べておりますように、国、地方を通じた構造改革や三位一体改革など、行財政システムの変革期にある中で、合併特例法による合併支援措置を有効活用するものとし、合併効果を最大限に生かせるよう、歳出全般にわたる効率化、合理化に努めるとともに、合併後の一体性の確立、均衡ある発展に資するため、幹線道路の整備等、生活環境整備に重点を置いた予算編成となっております。

また、今回の合併において事務調整が合併後となっているもの等については、必要に応じ、予算化しなければならないと考えております。それらの案件につきましては、今後の推移を見ながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、最初に、予算の概要の1ページをお願いいたします。

18年度の予算の概要でございますが、一般会計 270億 9,400万円でございます。さらに、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護サービス事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の6特別会計予算が 203億 3,038万 6,000円でございます。さらに、病院事業、上水道、笠間、岩間、友部の水道であります。さらに工業用水道、3企業関係が30億 1,455万円あります。全部を合計いたしまして 504億 3,893万 6,000円となるものでございます。これを、合併時の8万 2,358人の人口1人あたりに換算しますと、一般会計では1人あたり32万 8,000円の予算であります。さらに、全体で見ますと、1人あたり61万 2,000円の予算となっているところでございます。

一般会計におきましては、合併前の3市町の平成17年度当初予算と比較をいたしますと、3市町合計 234億 1,672万 4,000円に対しまして、率にして15.7%増、金額にいたしまして36億 7,727万 6,000円増の 270億 9,400万円であります。

次に、歳入につきましては、2ページから4ページに記載をしているところでございますけれども、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、市税でございますが、平成18年度予算額は、税制改革あるいは都市計画税の廃止、エコフロンティア開設による固定資産税の増等を勘案しまして、83億 2,030万 8,000円を計上いたしました。

さらに、地方譲与税でございますが、三位一体の改革の税源移譲分を所得譲与税に計上し、地方譲与税全体として10億 4,538万円を予算計上しております。

さらに、地方交付税でございますが、三位一体の改革の推進による減、合併に伴い普通交付税に合併補正分を、特別交付税に包括算入分を算定し、58億 4,604万 4,000円を計上しております。

さらに、国の支出金でございますが、平成18年度の予算額は44億 300万 4,000円で、歳入総額に占める割合は16.2%となっております。国庫支出金のうち生活保護費負担金については、旧友部町、岩間町の経費負担分が新たに交付となります。また、県支出金の中には、合併特例交付金 1億 8,750万円を計上しております。

さらに、繰入金でございますが、繰入金16億 2,283万 1,000円のうち、収支均衡を保つために、本年度は財政調整基金から 4億 4,090万円、さらに減債基金から 4億 1,000万円の繰り入れを計上しておるところでございます。

最後に、市債でございますが、地方交付税制度改正による減額交付に対する臨時財政対策債 8億 8,490万円を計上し、幹線道路整備、岩間駅周辺整備、教育施設整備に合併特例債を充当し、本年度予算額は30億 1,460万円を計上しているところでございます。

さらに、4ページにつきましては、予算の歳入の状況図でございます。主だったものを申し上げますと、1位が市税の30.7%、2番目が地方交付税の21.6%、3番目が国庫支出金の12.0%、さらに4番目に市債が11.1%、5番目に繰入金の6%が主なものでございます。

次に、歳出につきましては、5ページから6ページに記載をしているところでございます。

さらに、7ページから12ページには、款別の概要等を記載しているものでございます。

主なものについて見ますと、まず、総務費でございますが、新笠間市誕生に伴いまして、合併記念式典経費といたしまして1,129万2,000円の予算を計上しております。また、総合計画の策定経費といたしまして817万4,000円の予算を計上しております。

さらに、民生費には、本年度より小学校6年生まで対象年齢の引き上げを行った児童手当給付費及び児童扶養手当給付費6億6,173万5,000円を計上しております。また、合併に伴い、旧友部町、岩間町分が新たに加わった生活保護給付事業10億2,323万9,000円の予算を計上しているところでございます。

さらに、衛生費につきましては、新市の環境基本計画策定のための経費といたしまして545万3,000円を計上しております。また、旧笠間の清掃センターの解体事業に1億8,900万円を計上しているところでございます。

さらに、農林水産業につきましては、農業の生産性の向上、効率的、安定的な農業経営の確立等の促進のため、市内各地区で実施をしております基盤整備事業等に必要額を計上しております。また、県単林道開設事業に4,392万4,000円を計上しているところでございます。

さらに、商工費につきましては、中心市街地活性化推進事業に217万2,000円を計上しております。また、各種祭り実施費用及び愛宕山、工芸の丘、つつじ公園、北山公園等の管理費用を計上しております。

さらに、土木費でございますが、合併支援事業として上町大沢線に1,998万円を、南友部平町線に6,006万円を計上しております。また、岩間駅周辺整備事業に1億992万2,000円、平成18、19の2カ年で建設予定の公営住宅建設事業に5,006万8,000円を計上しているところでございます。

さらに、消防費につきましては、救急救命士研修負担金に224万円、地域防災計画策定委託料といたしまして472万5,000円を計上しているところでございます。

最後に、教育費でございますが、旧笠間市、岩間町の学校施設を調査する耐震優先度調査委託料に1,140万9,000円を計上しております。また、笠間シティマラソン大会は、合併に伴いまして、3市町それぞれに実施をしていた大会を一つにまとめ360万円の予算を計上しているところでございます。

6ページにつきましては、予算の歳出の状況でございます。

主だったものを申し上げますと、1位が民生費の23.2%、2番目が土木費で21.3%、3位が教育費の12.2%、4位が総務費の10.1%、5位が衛生費の10%、6位、公債費の8.5%が主なものでございます。

次に、13ページでございますが、歳出予算の節別の内訳ということでございます。

主だったものを申し上げますと、1番目が負担金補助及び交付金で14.7%、さらに2番目が工事請負費で11.1%、3番目が給料で10.8%、4番目が扶助費で10.7%、さらに繰出金の10.3が主なものでございます。

14ページから17ページにかけましては、六つの特別会計の状況でございます。

さらに、18ページにつきましては、三つの企業会計の状況。

さらに、19ページから21ページにかけましては、主な事業の普通建設事業の財源の内訳。

さらに、22ページから24ページにつきましては、補助金を受けている主な団体等を記載したところでございます。

最後に、普通建設事業の位置図を掲載した笠間市全図でございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

大変、概略でございますが、以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 議案第15号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

185ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を69億 9,773万 4,000円と定めるものでございます。

次に、第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

また、第3条については、歳出予算の流用でございます。

歳入歳出予算の内容については、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので 193ページをお開き願います。

歳入の1款、1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税を合わせますと26億 275万 4,000円で、医療費等の歳出見込み総額から国庫負担金分等を控除して不足する部分を標準として見込んでおります。

194ページをごらんください。

3款、1項、1目療養給付費等負担金ですが、16億 9,469万 9,000円を計上しております。これは、一般被保険者の療養給付費と老人保健拠出金及び介護納付金の34%の負担金でございます。

3款、2項、1目財政調整交付金は4億 8,199万 2,000円、普通調整交付金と特別調整交付金を見込んだものでございます。

4款療養給付費等交付金10億 588万円は、退職者医療費制度の医療給付費等老人医療費拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8款の繰入金でございますが、事務費、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援のそれぞれの繰入基準に基づきまして、一般会計から4億 5,318万円を繰り入れ、基金繰入金は、保険事業費財源収支の均衡を図るため、財政調整基金から9,682万 1,000円を

繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

198ページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、13名分の職員の人件費等でございます。5,207万円を計上しております。

200ページをお開きください。

2 款保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費31億 6,091万 8,000円、退職被保険者等療養給付費11億 3,633万 8,000円のほか、それぞれ療養費、高額医療費等を計上しております。

次に 202ページをお開きください。

3 款老人保健拠出金は、老人保健特別会計の医療費等の財源とするため、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、11億 9,651万 6,000円を計上いたしました。

4 款の介護納付金は、介護保険の第2号被保険者の保険料を社会保険診療支払基金に納付するもので、その2分の1が国庫負担であり、5億 3,341万 9,000円とするものでございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成18年度笠間市老人保健特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

215ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を57億 4,967万 9,000円と定めるものでございます。

内容については、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので 221ページをお開き願います。

歳入の1 款支払基金交付金は、30億 7,056万 9,000円を計上しております。平成14年度以降、老人医療費の公費負担割合の見直しが行われてきておりましたが、本年10月以降は一部負担金を除く医療費の2分の1が交付されるものであります。

次に、2 款国庫支出金は17億 5,003万 1,000円、3 款県支出金は4億 3,750万 9,000円、4 款繰入金は4億 8,686万 6,000円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、国、県、市、それぞれの負担割合に応じて負担するものの収入でございます。

次に 223ページをごらんいただきます。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款医療諸費では、1 項、1 目の医療給付費に55億 9,801万 4,000円、同項2 目の医療費支給費に 7,229万 1,000円を計上しております。

以上で、議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 議案第17号 平成18年度笠間市介護保険特別会計予算に

つきまして、補足説明を申し上げます。

225ページをお開きいただきしたいと思います。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億 6,791万 2,000円でございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、233ページをお開き願います。

まず、歳入です。

1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料6億 8,957万 6,000円でございます。これは、65歳以上の方の保険料で、介護給付費の19%分でございます。

3款、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金7億 2,396万 6,000円でございます。介護給付費の20%分でございます。

234ページをお開き願います。

3款、2項国庫補助金、1目調整交付金1億 8,098万 7,000円でございます。介護給付費の5%分でございます。

4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金11億 2,213万 9,000円でございます。これは、40歳から65歳未満の第2号被保険者の負担分で、介護給付費の31%分でございます。

5款、1項県負担金、1目介護給付費負担金4億 5,247万 2,000円でございます。介護給付費の12.5%分でございます。

7款、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金4億 5,247万 2,000円でございます。介護給付費の12.5%分でございます。

また、4目その他一般会計繰入金1億 6,392万 9,000円でございます。事務費等の繰入金でございます。

次に、歳出でございます。

238ページをお開き願います。

1款、1項総務管理費1億 2,695万円でございます。

240ページをお開き願います。

2款、1項介護サービス等諸費31億 9,380万 7,000円でございます。主に、要介護者の在宅サービス及び施設サービスにおける給付費でございます。

2款、2項介護予防サービス等諸費、ページを返していただきまして、2億 2,152万 1,000円でございます。主に、要支援の在宅サービスにおける給付費でございます。

2款、6項特定入所者介護サービス等費、ページを返していただきまして、1億 7,150万 3,000円でございます。施設サービスを利用する場合に、低所得者に対し、食費、居住費等を軽減する費用でございます。

4款、1項介護予防事業費 1,721万 5,000円でございます。主に、委託料でございます。

4 款、2 項包括的支援事業・任意事業費、ページを返していただきまして 3,666 万円でございます。主に、委託料及び扶助費でございます。

6 款、1 項公債費 1,766 万 9,000 円でございます。国、県等への償還金でございます。

ページを返していただきまして、8 款、1 項予備費 207 万 9,000 円でございますが、収支のバランスをとったものでございます。

続きまして、議案第18号 平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

259ページをお開き願います。

本会計につきましては、議案第17号の介護保険特別会計の事業勘定と経理を区分して経理をする必要性から、サービス勘定特別事業会計を設定したものでございます。

介護サービス事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,551 万円でございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので 262ページをお開き願います。

まず、歳入です。

1 款、1 項介護予防サービス費収入 1,550 万 8,000 円でございます。これは、予防サービス計画作成に要する収入でございます。

次に、歳出でございます。

263ページをごらんいただきたいと思います。

1 款、1 項介護予防サービス事業費 1,473 万 3,000 円でございます。これは、指定居宅支援事業所に対してのケアプラン作成委託料でございます。

2 款、1 項予備費 77 万 7,000 円で、収支のバランスをとったものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第19号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

265ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を27億 1,168万 2,000円と定めてございます。第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額を8億円と定めてございます。第4条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

269ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、起債の目的は公共下水道事業で、限度額8億 2,660万円を予定しております。

続いて、歳入歳出の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。

273ページをお開き願います。

初めに、歳入についてですが、1款分担金及び負担金、2項負担金は受益者負担金、他会計負担金及びエコフロンティアかさまからの維持管理負担金等で、計1億891万4,000円を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料4億2,409万5,000円につきましては、下水道使用料でございます。

274ページをお願いいたします。

3款国庫支出金2億7,050万円につきましては、管渠設計委託料及び工事請負費等の国庫補助金でございます。

4款県支出金1,170万円につきましても工事費等の県補助金でございます。

6款繰入金10億6,384万1,000円につきましては、工事請負費及び公債費等に充てるための一般会計からの繰入金等でございます。

275ページをごらん願います。

9款市債8億2,660万円につきましては、公共下水道事業債及び資金不足を補うための資本費平準化債でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

大変申しわけございませんが、戻りまして272ページをお開き願います。

1款下水道費14億3,840万6,000円につきましては、業務関係費等を計上しております総務費、下水道施設の維持管理費用を計上しております管理費、また、新たに下水道管渠等を整備していくための設計委託料、工事請負費等を計上しております建設費でございます。

2款公債費12億6,827万6,000円につきましては、公共下水道事業の長期債元金及びその利子等でございます。

その他、予備費として500万円計上しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第20号平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

293ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を9億8,786万9,000円と定めてございます。第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額を5億円と定めてございます。第4条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

296ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、農業集落排水事業で限度額3億3,500万円を予定しております。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主な

ものにつきましてご説明申し上げます。

297ページをお開き願います。

最初に、歳入予算について。

1 款分担金及び負担金は、岩間南部地区の事業費分担金等で 1,180万 9,000円を計上しております。

2 款使用料及び手数料 4,192万 4,000円につきましては、農業集落排水使用料及び排水設備手数料でございます。

3 款県支出金 3 億 3,835万円につきましては、管路設計委託料及び処理場建設工事請負費等の県補助金でございます。

4 款繰入金 2 億 5,678万 2,000円につきましては、工事請負費及び公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

続いて、6 款諸収入 400万 2,000円の主なものにつきましては、農業集落排水事業特別会計の消費税還付金を見込んでおります。

7 款市債 3 億 3,500万円につきましては、施設建設費等に充当するための起債でございます。

298ページをお開き願います。

歳出予算についてご説明申し上げます。

1 款農業集落排水事業費 8 億 1,579万 3,000円の主なものにつきましては、既に供用開始しております市原地区、北川根地区及び安居地区処理施設等の維持管理費等を計上しております施設管理費 5,216万 2,000円と、現在整備を進めております枝折川地区、岩間南部地区の設計委託料及び建設工事費等を計上しております建設費 7 億 6,363万 1,000円でございます。

2 款公債費 1 億 7,167万 6,000円につきましては、農業集落排水事業の長期債元金及びその利子等でございます。

その他予備費として、40万円計上しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 議案第21号 平成18年度笠間市立病院事業会計予算について、補足してご説明申し上げます。

市立病院につきましては、国民健康保険の直診病院として、また、市民の身近な病院として疾病の早期発見と早期治療に努めるとともに、在宅医療を重視し、訪問診療を積極的に推進し、市民福祉の推進に寄与しております。

それでは 317ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入です。

1 款病院事業収益が5億 4,806万 4,000円です。内容といたしましては、1 項医業収益、1 目入院収益で1億 3,140万円、2 目外来収益で3億 3,810万円、3 目その他の医業収益で 868万 7,000円を見込んでございます。

次に、2 項医業外収益は 6,987万 4,000円でございます。2 目他会計負担金 381万円、企業債利息に対する一般会計からの負担金でございます。3 目他会計補助金 6,474万 3,000円は、一般会計からの運営補助金や繰出基準に基づく補助でございます。

次に、ページを返していただきまして 318ページでございます。

支出でございます。

1 款病院事業費用が5億 4,806万 4,000円です。内容といたしましては、1 項医業費用の1 目給与費で2億 1,849万 5,000円等でございます。2 目材料費2億 810万円は薬品費が主なもので、そのほか診療材料費や給食材料費等でございます。3 目経費 9,915万円は、県からの派遣医師の負担金や病院運営に要する費用等でございます。4 目減価償却費 1,389万円は、建物や機械備品等の減価償却費でございます。

次に、2 項医業外費用が 575万 3,000円でございます。主なものは、1 目支払利息 500万 3,000円、これは病院の増改築や医療機器の購入などのために借り入れしました企業債の18年度分利息でございます。

次に 319ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入、支出でございます。

まず、収入です。

1 項出資金 1,270万 8,000円、これは18年度に病院が償還する企業債元金に対する一般会計からの出資金でございます。

次に、支出でございます。

2 項企業債償還金 1,906万 4,000円は、18年度に償還する企業債元金でございます。

なお、320ページから 329ページにかけましては、資金計画、予定貸借対照表等を載せてございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第22号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計予算について、補足してご説明申し上げます。

339ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、予算総額は10億 3,813万 2,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりとするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1 款水道事業収益は8億 3,322万 6,000円でございます。内訳でございますが、1 項営業収益で6億 5,802万 9,000円は、水道料金、加入金、一般会計負

担金が主なものでございます。2項営業外収益で1億7,519万4,000円は、一般会計補助金が主なものであります。3項特別利益につきましては、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の8億3,322万6,000円でございます。内訳でございますが、1項営業費用6億8,737万2,000円は、原水及び浄水費、減価償却費等でございます。2項営業外費用1億4,057万円は、企業債借入利息の支払い分が主なものでございます。3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。4項予備費で528万円を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億6,551万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,551万4,000円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は3,939万2,000円でございます。内訳は、1項企業債1,230万円は、第二次拡張事業に伴う企業債の借り入れでございます。2項他会計出資金2,064万1,000円は、一般会計からの出資金で、主に広域化促進対策出資金が主なものでございます。3項他会計負担金105万円は、消火栓2基分設置のための一般会計からの負担金であります。6項国庫補助金540万円は、第2次拡張事業に伴う国庫補助金でございます。7項工事負担金は、科目のみでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は2億490万6,000円でございます。内訳でございますが、1項建設改良費3,970万2,000円は、施設改良工事費、配水管布設工事費等が主なものでございます。2項企業債償還金1億4,267万9,000円は、企業債元金の償還金であります。4項笠間拡張事業費2,252万5,000円は、主に配水管布設工事費等でございます。

340ページをお願いいたします。

第5条の継続費の総額及び年割額は、次のとおり定めるものでございます。

1款資本的支出、3項第二次拡張事業費、第2期工事の総額は20億4,752万6,000円で、年割額は記載のとおりとするものでございます。

341ページをお願いいたします。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は第二次拡張事業費、限度額540万円、建設改良費で690万円、合計いたしまして1,230万円でございます。起債の方法は、普通貸借または証券発行により、利率は4%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金でございますが、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。職員給与費で7,364万4,000円、交際費で10万円とするものであります。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号 平成18年度笠間市友部水道事業会計予算について補足してご説明申し上げます。

371ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、予算総額は9億111万1,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりとしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は6億9,035万9,000円で、内訳は、1項営業収益で6億8,484万2,000円は、水道料金、加入金が主なものでございます。2項営業外収益551万4,000円は、他会計負担金が主なものでございます。3項特別利益は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の6億9,035万9,000円でございます。内訳は、1項営業費用で6億74万5,000円は、原水及び浄水費、減価償却費等が主なものでございます。2項営業外費用8,461万1,000円は、企業債借入利息の支払いが主なものでございます。3項特別損失300万3,000円は、過年度損益修正損であります。4項予備費で200万円計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものであります。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億6,535万円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,535万円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は4,540万2,000円でございます。内訳でございますが、1項企業債4,100万円は、友部拡張事業に伴う企業債の借り入れでございます。2項出資金、5項固定資産売却代金は科目設定のみでございます。7項工事負担金440万円は、消火栓設置4基分の負担金及び南友部駅北地内配水管布設工事延長165メートル分の工事負担金であります。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は2億1,075万2,000円で、内訳は、1項建設改良費4,830万6,000円で、配水管布設工事が主なものでございます。2項企業債償還金1億45万9,000円は、企業債元金の償還金であります。5項友部拡張事業費5,898万7,000円は、県水系低区配水池設置工事費及び工事に伴う設計委託料でございます。7項予備費は300万円計上しております。

372ページをごらん願います。

第5条の継続費でございますが、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定めるものでございます。1款資本的支出、5項友部拡張事業費、第3次拡張県水系低区配水池設置で、総額は4億329万8,000円で、年割額は平成18年度4,100万円、平成19年度で3億6,229万8,000円とするものであります。

第6条の企業債でございますが、起債の目的は水道事業、限度額は4,100万円で、起債

の方法は普通貸借または証券発行により、利率は4%以内で、償還の方法は起債のとおりでございます。

第7条の一時借入金でございますが、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の金額の流用について定めるものでございます。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費9,075万1,000円、交際費で10万円とするものであります。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を178万4,000円と定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計予算について、補足してご説明申し上げます。

401ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、予算総額は4億7,524万7,000円でございます。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は3億8,663万円でございます。内訳でございますが、1項営業収益3億7,558万1,000円は、水道料金、給水補償工事収益等が主なものであります。2項営業外収益1,104万6,000円は、一般会計補助金が主なものでございます。3項特別利益につきましては、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の3億8,663万円でございます。内訳でございますが、1項営業費用3億5,326万2,000円は原水及び浄水費、減価償却費等でございます。2項営業外費用3,170万8,000円は、企業債借入利息の支払い分が主なものであります。3項特別損失144万1,000円は、過年度損益修正損が主なものであります。4項予備費は21万9,000円を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額5,771万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,771万4,000円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は3,090万3,000円でございます。内訳は、1項企業債3,000万円は、建設改良事業費として企業債の借り入れでございます。3項他会計負担金90万円は、消火栓設置のため一般会計からの負担金であります。5項固定資産税売却代金、8項積立金繰入金は科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は8,861万7,000円でございます。内訳でございますが、1項建設改良費4,271万2,000円は、配水管布設工事費等が主なものでございます。2項企業債償還金4,240万5,000円は、企業債元金の償還金であります。3項他会計借入返還金250万円は、笠間市工業用水道会計への返還金であります。7項予備費

100万円を計上しております。

第5条の企業債であります。起債の目的は配水施設建設費、限度額は3,000万円で、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は4%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

402ページをお願いいたします。

第6条の一時借入金でございますが、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するもので、職員給与費2,426万2,000円、交際費5万円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金で、一般会計から企業債に係る利息等の一部として営業助成のため補助を受ける金額は900万円と定めるものでございます。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第25号 平成18年度笠間市工業用水道事業会計予算について、補足してご説明申し上げます。

429ページをお開き願います。

第1条の総則でございますが、予算総額は3,293万円でございます。

第2条の業務予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款工業用水道事業収益は3,293万円でございます。内訳でございますが、1項営業収益3,292万7,000円は水道料金が主なものでございます。2項営業外収益3,000円は、科目設定のみであります。

次に、支出であります。1款工業用水道事業費用は、収入と同額の3,293万円であります。内訳でございますが、1項営業費用3,179万1,000円は、原水及び浄配水費、減価償却費等であります。2項営業外費用90万1,000円は、消費税及び地方消費税納付予定額であります。3項特別損失は、科目設定のみであります。4項予備費として23万5,000円を計上しております。

第4条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。

430ページをお願いいたします。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するもので、職員給与費275万6,000円、交際費1万円とするものであります。

第6条では、他会計からの補助金について定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（大関久義君） 本日は、これにて散会いたします。
なお、次の会議は6月12日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。
ご苦労さまでした。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 金 澤 克 彦

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一